



めぐる まち やまと

一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和8年3月
大和市



— Circular City YAMATO —

目次

第1章 計画改定の趣旨.....	1
第1節 計画改定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
1. 法的位置付け.....	3
2. 他の計画との関係.....	3
第3節 計画対象区域.....	4
第4節 計画の範囲.....	4
第5節 計画目標年次.....	5
第2章 地域の概況.....	6
第1節 自然的特性.....	6
1. 位置、地形.....	6
2. 気象.....	7
第2節 社会的特性.....	8
1. 人口、世帯数.....	8
2. 産業.....	10
3. 土地利用区分.....	11
第3章 ごみ処理基本計画.....	12
第1節 ごみ処理の現況及び課題.....	12
1. ごみ処理フロー.....	12
2. ごみ処理体制.....	13
3. ごみ処理の実績.....	15
4. ごみ処理の評価.....	34
5. 課題の抽出.....	46
第2節 ごみ排出量の将来予測.....	49
1. 人口の予測.....	49
2. ごみ排出量の予測.....	50
第3節 計画の基本フレーム.....	55
1. 基本理念.....	55
2. 基本方針.....	56
3. 市民、事業者、行政の役割.....	58
第4節 数値目標.....	62
1. 家庭系ごみの発生・排出抑制の目標.....	62
2. リサイクル率.....	62
第5節 目標の実現に向けた施策.....	63

1. 発生抑制、再使用及び再生利用計画.....	64
2. 収集及び運搬計画.....	67
3. 中間処理計画.....	68
4. 最終処分計画.....	70
5. 次期施設整備計画.....	71
6. 計画の推進及び進行管理.....	72
第4章 食品ロス削減推進計画.....	74
1. 食品ロス削減の背景.....	74
2. 食品ロスの現状.....	75
3. 食品ロスに関する課題.....	76
4. 食品ロス削減に関する目標.....	80
5. 食品ロス削減に関する施策.....	80
第5章 生活排水処理基本計画.....	82
第1節 基本方針.....	82
1. 基本方針.....	82
2. 整備目標.....	82
第2節 生活排水処理の現状.....	83
1. 生活排水の処理フロー.....	83
2. 生活排水の処理主体.....	83
3. 処理形態別人口の推移.....	84
4. し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	84
第3節 生活排水処理の目標及び処理計画.....	85
1. 生活排水処理の目標.....	85
2. 処理形態別人口の予測.....	85
3. 公共下水道の整備.....	86
4. 公共下水道の今後の計画.....	87
5. 合併処理浄化槽の普及・促進.....	87
6. 合併処理浄化槽の今後の計画.....	87
第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	88
1. 収集運搬計画.....	88
2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	89
3. 適正な処理体制の確保.....	89
第5節 その他.....	90
1. 生活排水対策の必要性について市民に対する広報・啓発.....	90
2. 浄化槽の管理等に関する市民に対する広報・啓発.....	90
3. 処理対象量に関する情報管理の徹底.....	90

第1章 計画改定の趣旨

第1節 計画改定の背景及び目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村は行政区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないとされています。

この計画については、環境省が示す「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、「おおむね 10～15 年先を見据えて策定し、原則として5年ごとに改定することが望ましい。また、計画策定の前提となる条件に大きな変化があった場合には、適切に見直すことが求められる」とされています。

大和市では、平成6年に一般廃棄物処理基本計画として「ごみ処理基本計画」を初めて策定し、平成12年には市の総合計画の見直しに合わせて改定を行いました。その後、ごみ排出量がリサイクル推進の成果により減少へと転じ、加えて家庭系ごみの有料化や戸別収集の導入によって、目標を上回る減量の実現されたことから、将来推計の見直しを目的に平成21年に計画を再度改定しました。また、平成28年には、生活排水処理基本計画と統合する形で、一般廃棄物処理基本計画を改定しています。

今回の改定は、前回から5年以上が経過したことに加え、以下のような社会的・制度的変化を踏まえて行うものです。

- ・廃棄物の排出量や組成の変化
- ・脱炭素や循環型社会の形成に向けた国の方針の進展
- ・広域処理体制の再構築に関する検討の必要性
- ・災害への備えや世帯状況の変化、高齢化等の新たな社会課題への対応

これらを背景として、持続可能で柔軟性のある廃棄物処理体制を構築するため、基本計画を改定し、今後の施策の方向性を明らかにしていきます。

〔計画改定の留意事項〕

①旧計画の成果と今後の方向性について

平成28年に改定された「大和市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）」のもと、市民・事業者の皆様のご協力により、ごみの排出抑制や資源分別回収が進み、ごみの減量に一定の効果が見られています。また、ごみ問題や資源循環に対する社会全体の意識も高まりつつあります。

こうした成果を踏まえ、旧計画の基本的な施策は維持しつつ、今後の社会変化を見据え、持続可能な資源循環型社会の実現をめざす計画へと見直していきます。

②施設の維持と広域化の検討について

現在、環境管理センターの焼却施設は、ごみの減量や適切な維持管理により、健全な状態が保たれています。今後も施設の延命化を図るとともに、将来的な更新方法などについて検討を進める必要があります。

また、令和6年3月に国から発出された通知^{※1}では、カーボンニュートラル 2050^{※2}を見据え、ごみ処理の広域化・施設の集約化が求められています。これを受け、災害時や緊急時の対応力、安定した処理体制、財政負担の軽減などを考慮し、従前の広域ブロックに限らず、周辺自治体との連携による広域処理の可能性についても検討していきます。

③焼却灰の資源化と最終処分の在り方について

旧計画では、中間処理により発生した焼却灰を資源化し、最終処分量を減らすことが掲げられています。

現在、大和市では焼却灰を薬品処理により無害化・安定化させ、県外の民間施設でスラグ（高温で溶かして冷却・固化させたもの）として資源化し、道路の路盤材などに活用しています。今後もこうした焼却灰の全量資源化を継続するとともに、より持続可能な最終処分方法についても引き続き検討していきます。

※1：「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」。ここでは、全国の市町村のごみ焼却施設を、300 t / 日以上処理能力を有する施設を整備することで整理・統合し、ごみ焼却に係る温室効果ガス排出量、建設・維持管理費用、技術者不足等、様々な課題への対策とすることが示されており、2050 年を見据えたさらなる広域化・集約化の推進が求められています。

※2：2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」により脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

第2節 計画の位置づけ

1. 法的位置付け

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項及び「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」第3条第2項の規定に基づき策定するもので、基本計画と実施計画で構成され、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

なお、基本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

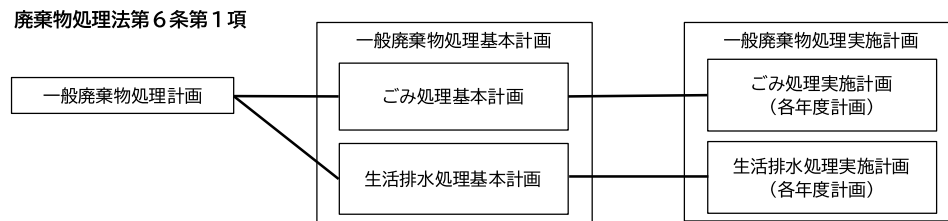


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 他の計画との関係

大和市一般廃棄物処理基本計画と他の計画の関係は、図 1-2-2 のとおりです。

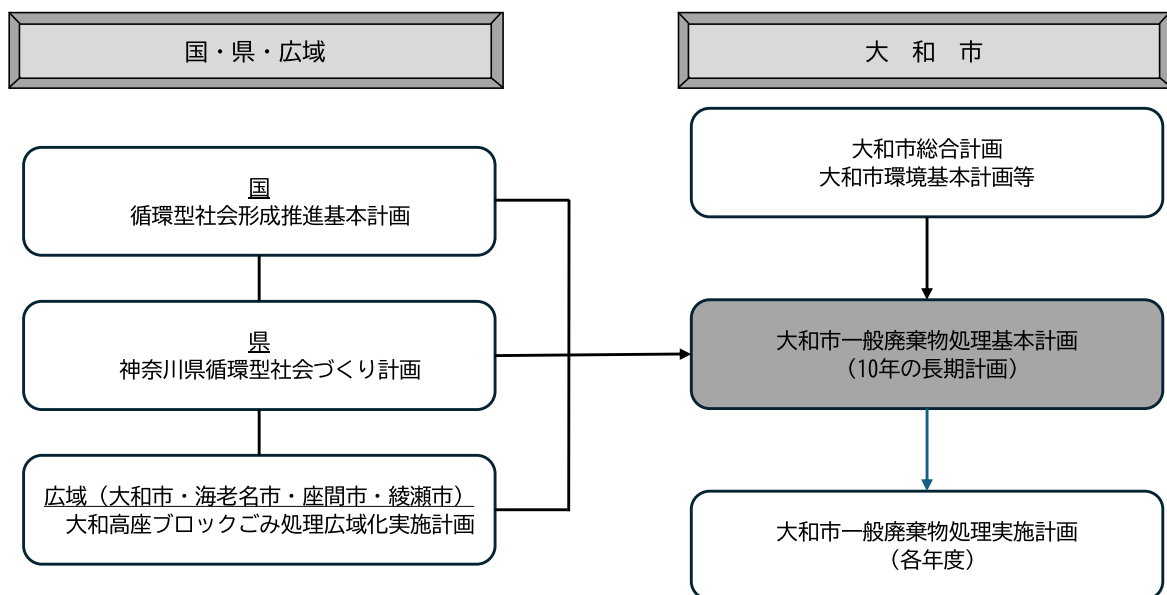


図 1-2-2 他の計画との関係

第3節 計画対象区域

本計画の計画対象地域は、本市全域とします。

第4節 計画の範囲

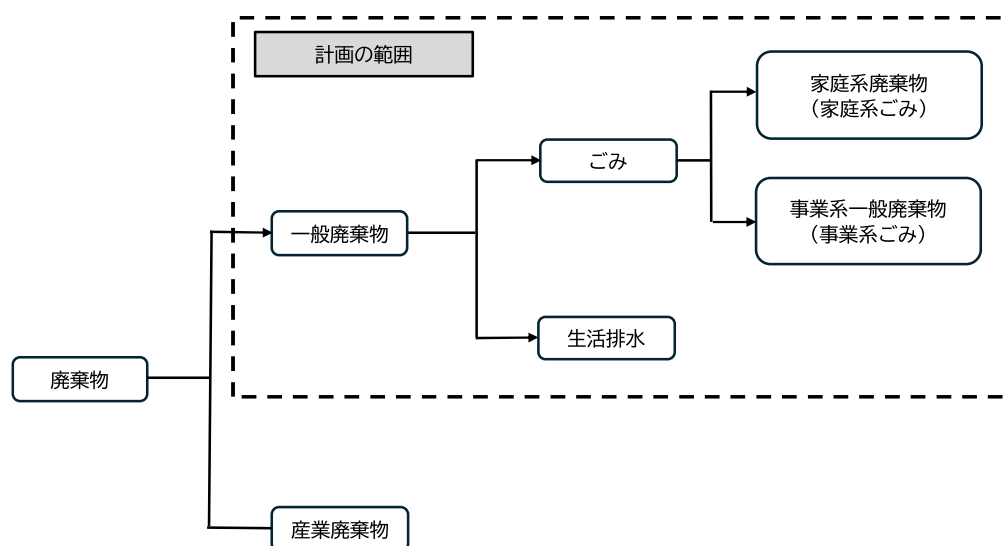


図 1-4-1 計画の対象となる一般廃棄物

○「一般廃棄物」

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業系一般廃棄物（事業系ごみ）に分類されます。

○「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）とは、事業活動に伴って排出される一般廃棄物のことであり、自らの責任において適正に処理する必要がありますが、大和市環境管理センター一般廃棄物受入基準（以下「大和市受入基準」という。）に規定された紙、生ごみ、布などは環境管理センターに搬入することができます。

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の例を以下に示します。

- ・ 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木くず
- ・ 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・ 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

○「産業廃棄物」

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。産業廃棄物は本市で受け入れしておりません。

第5節 計画目標年次

本計画の期間は、令和8年度を初年度、令和17年度を目標年度とする10年間とします。

この期間は、社会状況やごみの排出動向、資源循環の技術的進展などを踏まえ、中長期的な視点から持続可能なごみ処理体制を構築するために必要なスパンとして設定しています。

また、国の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、おおむね5年ごとに計画の見直しを行うことが適切とされています。

このため本市では、計画期間の中間にあたる令和12年度を「中間目標年度」と位置づけ、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、目標の確実な達成に向けて取り組んでいきます。

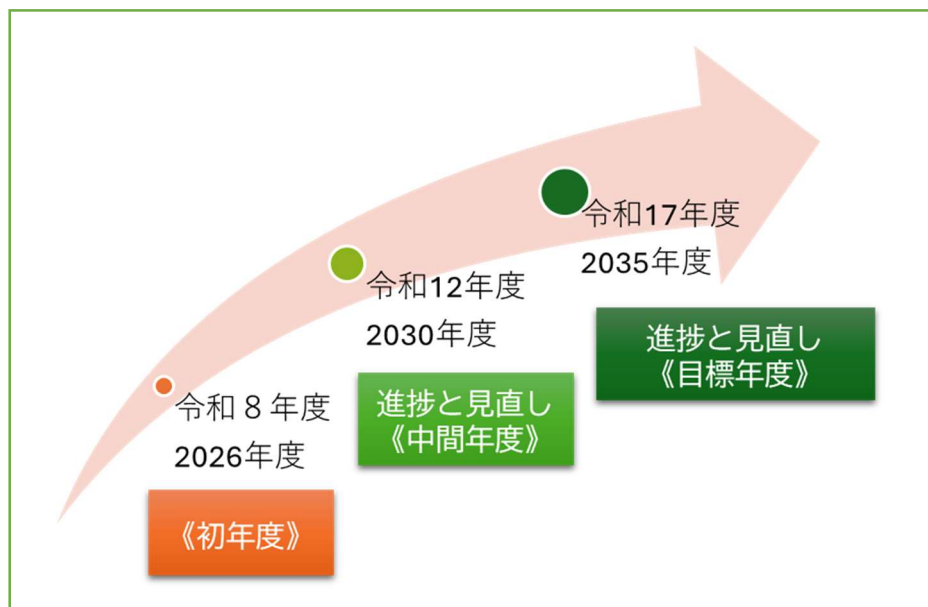
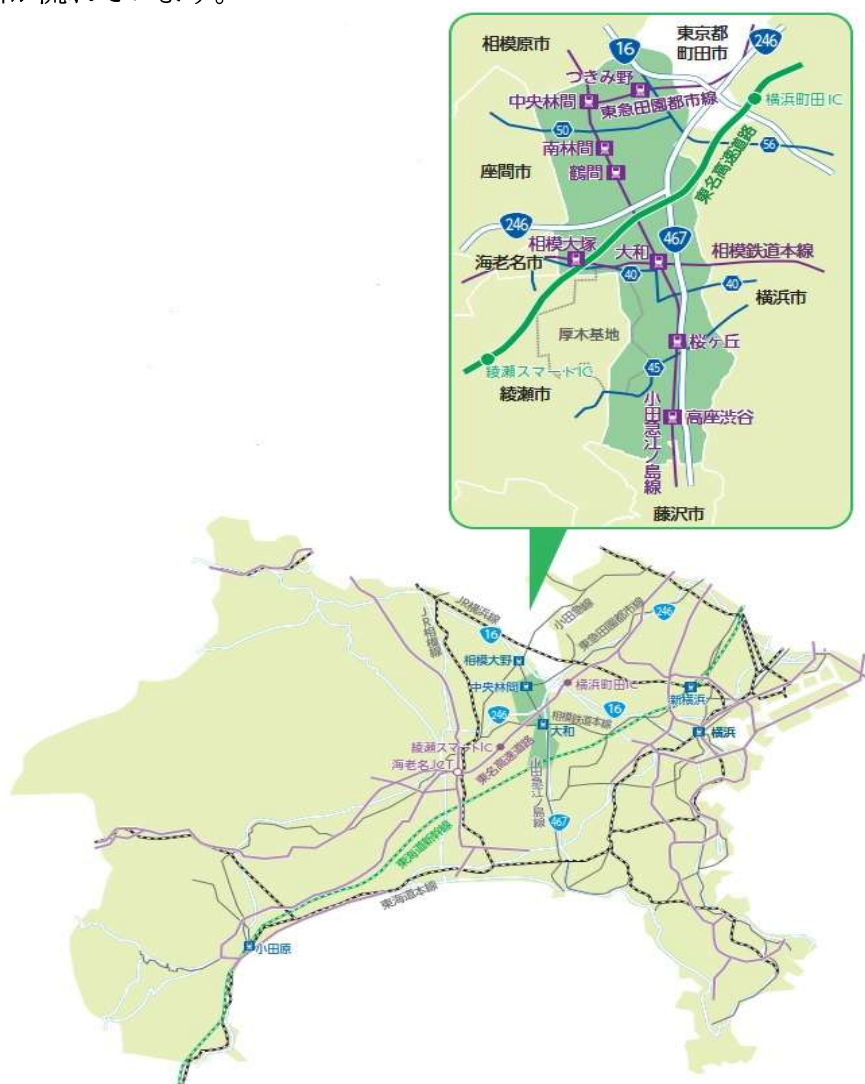


図 1-5-1 計画期間及び目標年度

1. 位置、地形

市域は南北に細長い形をしており、面積は 27.09km² で、東西約 3 km、南北約 10km の広がりがあります。

一帯の地形は相模野台地と呼ばれており、西の座間丘陵・高座丘陵、東の多摩丘陵に挟まれた平坦で起伏のない地形となっています。標高は約30m～90mで、北から南に向けて低くなっています。市域の西側には南北に泉の森を水源とする引地川が、また東側には多摩丘陵との間に境川が流れています。



出典：第10次大和市総合計画

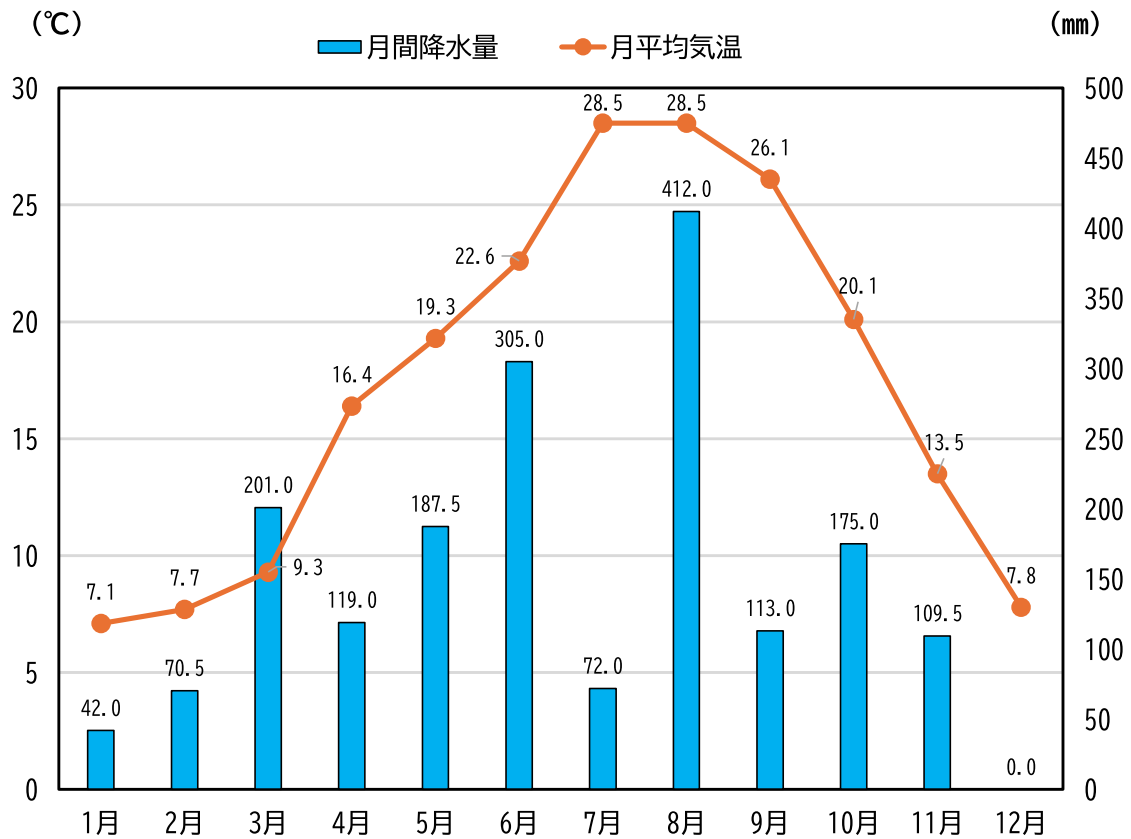
図 2-1-1 大和市の位置

2. 気象

本市の気象の状況を図 2-1-2 に示します。

大和市は、年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれており、令和 6 年度の平均気温は 17.2℃、降水量は年間 1,806.5mm でした。

梅雨時期や秋の台風シーズンにはまとまった雨が降りますが、年間を通じて極端な気象は少なく、暮らしやすい気候が特徴です。冬の寒さは比較的穏やかで、積雪はまれです。



出典：大和市統計概要 令和 6 年度版より作成

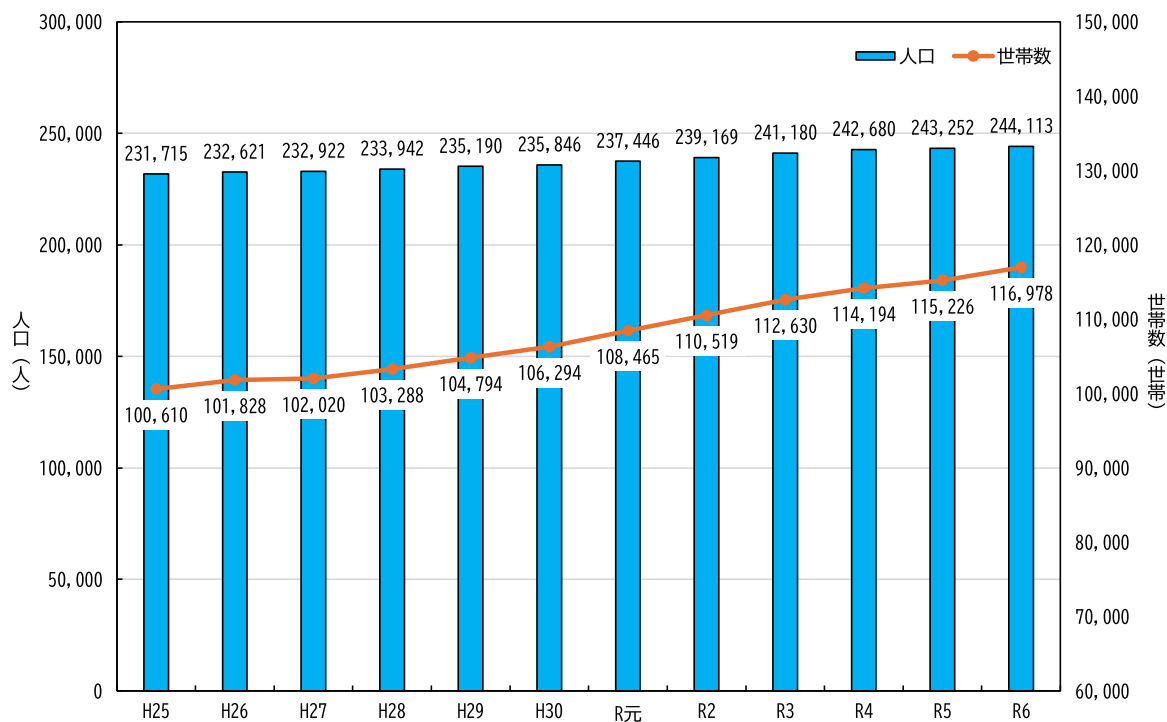
図 2-1-2 気象の状況

第2節 社会的特性

1. 人口、世帯数

(1) 人口及び世帯数

令和6年度（2024年度）における本市の人口は244,113人、世帯数は116,978世帯となっており、平成25年度（2013年度）と比較して、人口は5.4%の増加、世帯数は16.3%の増加となっています。



出典：大和市統計概要 令和6年度版より作成

図 2-2-1 人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日）

表 2-2-1 人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日）

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
人口（人）	231,715	232,621	232,922	233,942	235,190	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680	243,252	244,113
男（人）	116,059	116,459	116,714	117,051	117,668	117,831	118,644	119,582	120,269	120,997	121,223	121,399
女（人）	115,656	116,162	116,208	116,891	117,522	118,015	118,802	119,587	120,911	121,683	122,029	122,714
世帯数（世帯）	100,610	101,828	102,020	103,288	104,794	106,294	108,465	110,519	112,630	114,194	115,226	116,978

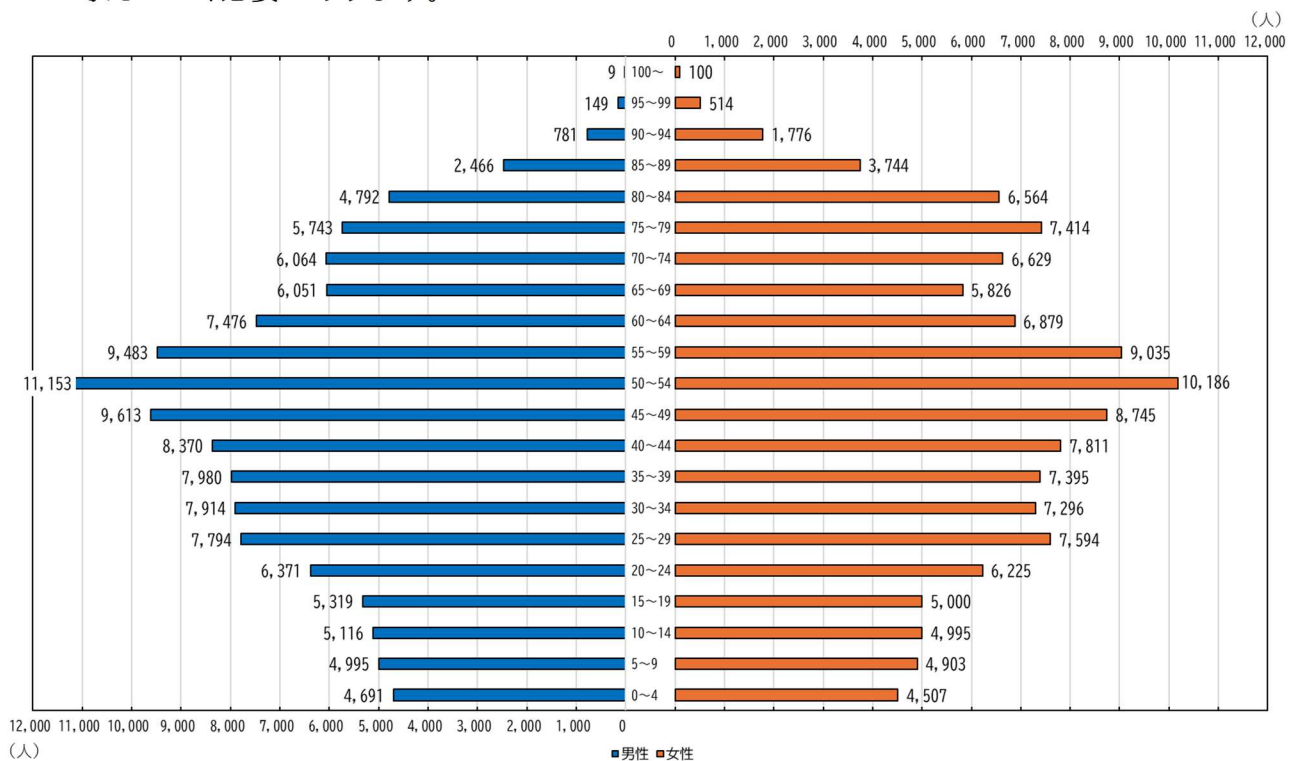
出典：大和市統計概要 令和6年度版より作成

(2) 年代別人口

令和 6 年 9 月末時点における大和市の年齢別人口をみると、50 歳から 54 歳の層が最も多く、いわゆる「団塊ジュニア世代」が人口の中心を占めています。この世代は、昭和 40 年代後半から 50 年代前半にかけて出生数が多かった時期に生まれた人々であり、地域社会の中核を担う存在です。

また、40 代後半から 60 代にかけての人口も比較的多く、高齢化が進む中であっても、現役世代の層が厚いという特徴があります。一方で、10 代以下の年少人口は、他の年代と比較すると相対的に少なく、出生数の減少や少子化の影響が市の人口構成にもあらわれています。

現在の人口構成を見ると、今後、ごみの量や内容が変わってくることが予想されます。たとえば、高齢化が進めばごみの種類や量が変化したり、収集の方法を工夫する必要が出てきたりするかもしれません。こうした変化に対応できる仕組みを、中長期的な計画の中で考えていく必要があります。



出典：大和市統計概要 令和 6 年度版より作成

図 2-2-2 年齢別人口（令和 6 年 9 月 30 日時点）

平成 12 年から令和 2 年の国勢調査による本市の世帯数、平均世帯人員、ならびに世帯構成の推移については、表 2-2-2 に示すとおりです。

この間、1人世帯の増加が顕著であり、特に平成 27 年から令和 2 年にかけては、1人世帯が約 9 千世帯増加しています。また、65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の割合も増加しており、本市において高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

第2章 地域の概況

表 2-2-2 本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数の推移

	一般世帯数	一般世帯人員	1人世帯数	2人以上世帯数	平均世帯人員	1人世帯比率	65歳以上比率
平成12年 2000年	84,243	211,178	25,334	58,909	2.51	30.1%	11.6%
平成17年 2005年	90,056	216,605	29,313	60,743	2.41	32.5%	15.3%
平成22年 2010年	97,187	225,920	32,378	64,809	2.32	33.3%	19.4%
平成27年 2015年	101,931	229,799	36,140	65,791	2.25	35.5%	23.0%
令和2年 2020年	110,397	235,497	44,958	65,439	2.13	40.7%	24.4%

出典：国勢調査（総務省）より作成

2. 産業

本市の産業分類別の事業所数及び従業員数の推移を表 2-2-3 に示します。

本市における事業所数は減少傾向にあり、とくに小売業や飲食業等の小規模事業所において減少が目立っています。一方、従業員数については総数で増加傾向を示しています。

表 2-2-3 産業分類別事業所数及び従業員数の推移

産業分類	平成24年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	7,580	76,316	7,479	76,799	7,028	78,277
農林漁業	5	42	7	40	5	28
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	758	5,589	731	5,286	760	6,768
製造業	531	11,505	456	11,324	417	10,817
電気・ガス・熱供給・水道業	3	218	2	123	7	118
情報通信業	77	794	74	818	76	522
運輸業、郵便業	135	3,816	125	3,561	142	3,431
卸売業、小売業	1,782	17,549	1,699	17,550	1,464	16,869
金融業、保険業	94	1,277	94	1,433	86	1,233
不動産業、物品賃貸業	872	2,785	849	2,601	788	2,582
学術研究、専門・技術サービス業	289	2,437	290	1,376	311	1,675
宿泊業、飲食サービス業	1,092	9,345	1,098	9,815	913	8,730
生活関連サービス業、娯楽業	674	3,964	695	3,833	594	3,206
教育、学習支援業	296	2,219	298	2,304	312	3,065
医療、福祉	585	9,381	708	11,068	780	15,020
複合サービス事業	20	235	18	176	19	173
その他サービス業	367	5,160	335	5,491	354	4,040

出典：大和市統計概要 令和6年度版

3. 土地利用区分

地目別土地面積を表 2-2-4 に示します。畑や山林が減少し、宅地が増加しています。

また、都市計画用途地域では表 2-2-5 に示すように市街化区域が約 4 分の 3 を占め、その多くが住居地域となっています。

表 2-2-4 地目別土地面積

(各年 1 月 1 日現在；単位：km²)

年別	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
令和 2 年	27.09	0.09	1.86	14.33	1.12	2.30	7.39
令和 3 年	27.09	0.09	1.85	14.35	1.10	2.30	7.40
令和 4 年	27.09	0.09	1.82	14.38	1.09	2.31	7.40
令和 5 年	27.09	0.09	1.80	14.42	1.09	2.31	7.38
令和 6 年	27.09	0.09	1.75	14.46	1.08	2.33	7.38

出典：大和市統計概要 令和 6 年度版

表 2-2-5 都市計画用途地域

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	面積(ha)	構成比(%)	
			市街化区域内
総面積	2,709	100.0	-
市街化区域	2,019	74.5	100.0
第一種低層住居専用地域	705	26.0	34.9
第一種中高層住居専用地域	163	6.0	8.1
第一種住居地域	537	19.8	26.6
第二種住居地域	45	1.7	2.2
準住居地域	43	1.6	2.1
近隣商業地域	102	3.8	5.1
商業地域	45	1.7	2.2
準工業地域	321	11.8	15.9
工業地域	58	2.1	2.9
市街化調整区域	690	25.5	-

出典：大和市統計概要 令和 6 年度版